

# 亀田クリニック（介護予防）訪問リハビリテーション 運営規程

## （事業の目的）

第1条 医療法人鉄蕉会が開設する亀田クリニック（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

(2) 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

(3) 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## （事業所の名称及び所在地）

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：医療法人鉄蕉会 亀田クリニック
- (2) 所在地：千葉県鴨川市東町1，344番地

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 管理者；1名（理学療法士等、常勤）

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

- 医師；1名以上

利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。

- 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士；1名以上

医師の指示及び訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供する。

- 事務員；1名

介護保険の請求などを行う

## （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。（但し、国民の祝日及び法令による休日、及び12月30日から1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間：午前8時から午後5時までとする。

(訪問リハビリの提供方法)

第6条 訪問リハビリの提供方法は次のとおりとする。

- (1) かかりつけ医が発行する診療情報提供書（訪問リハビリ指示書）の交付を受け、理学療法士等が作成する訪問リハビリ計画書に基づき実施する。
- (2) 利用希望者または家族からセンターに直接申し込みが合った場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- (3) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者と連携を図る。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、その他の利用料として、通常の指定訪問リハビリテーション実施地域外への指定訪問リハビリテーションにかかる交通費は1,100円（税込）を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鴨川市、南房総市、安房郡鋸南町、勝浦市、夷隅郡御宿町とする。

(緊急時における対処方法)

第9条 現に訪問リハビリを行っている際の利用者に急変等が生じた場合には、状況に応じて救急車の手配、主治医への連絡を行う等必要な指導を講じなければならない。

- (1) 緊急時等においては原則として主治医の指示に従うが、連絡が取れない場合等は医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(相談・苦情処理)

第10条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- (1) 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- (2) 管理者は、提供した訪問リハビリに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

担当職員：訪問リハビリテーション管理者

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- (1) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完了の日から2年間保存する。
- (2) 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- (1) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

《身体拘束について》

第13条 センターは、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、それを行ってはならない。

- (1) 身体拘束等を行う場合は、ご家族、主治医、介護支援専門員と相談の上、利用者もしくはご家族に同意を得て行います。

(ハラスメントに関する事項)

第14条 下記の①～④の行為が見受けられた際、場合により利用者に対し契約解除とする。

- ① 身体的な暴力（物を投げつける、刃物を向ける、唾をかけられる、服をひきちぎるなど）
- ② 精神的な暴力（怒鳴る、起声や大声を発する、特定の職員に嫌がらせをするなど）
- ③ セクシャルハラスメント（身体を触る、腕を引っ張る、ストーカー行為、抱きしめるなど）
- ④ カスタマーハラスメント（契約外の無理難題、カメラやスマートフォンでの撮影など）

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事業継続計画の策定)

第17条 事業所は、感染症及び非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続定期に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- (1) 事業所は、訪問リハビリスタッフ等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
- ② 継続研修 年 1回
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人鉄蕉会が定めるものとする。

附 則

この規定は、2018（平成30）年 4月 1日から施行する。

この規定は、2022（令和 4）年 8月 1日から施行する。

この規定は、2025（令和 7）年10月 1日から施行する。